

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公開番号】特開2019-117804(P2019-117804A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2019-75769(P2019-75769)

【国際特許分類】

H 05 B 3/10 (2006.01)

H 05 B 3/84 (2006.01)

B 60 S 1/02 (2006.01)

【F I】

H 05 B 3/10 A

H 05 B 3/84

B 60 S 1/02 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月19日(2019.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電圧を印加されると発熱する発熱板であって、

一対のガラスと、

前記一対のガラスの間に配置され電圧を印加される導電体と、

前記導電体を内部に含み且つ前記一対のガラスに接する接合層と、を備え、

前記導電体は、一対のバスバーと、前記一対のバスバーの間を線状に延びる複数の線状導電体と、を有し、

各線状導電体は、少なくとも他の一つの線状導電体と交差している、発熱板。

【請求項2】

電圧を印加されると発熱する発熱板であって、

一対のガラスと、

前記一対のガラスの間に配置されて前記一対のガラスの少なくとも一方に接し、電圧を印加される導電体と、

前記導電体及び前記一対のガラスに接する接合層と、を備え、

前記導電体は、一対のバスバーと、前記一対のバスバーの間を線状に延びる複数の線状導電体と、を有し、

各線状導電体は、少なくとも他の一つの線状導電体と交差している、発熱板。

【請求項3】

各線状導電体は、他の複数の線状導電体と交差している、請求項1または2に記載の発熱板。

【請求項4】

前記複数の線状導電体のすべてが、一対のバスバーの間の領域において、直接的または間接的に互いに電気的に接続している、請求項1乃至3のいずれか一項に記載の発熱板。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項に記載された発熱板を備えた乗り物。